

佐賀県告示第 173 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定し、令和 6 年 8 月 8 日から施行する。

令和 6 年 8 月 7 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「ANAX8」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「BIG BOY 777」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「Burning SEX BOMB」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「GOD HAZE CLASSIC」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「GOD HAZE NEO」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「IBIZA Love Thunder MAN」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「IBIZA Love Thunder WOMAN」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「SEX ANGEL」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「SEXXXMIX NIGHT SHARK」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「PANDORA CRYPTO SEX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「궁극의깊이」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「淫術対戦」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「花魁道中 鬼締め」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「떨어지는 애액 DROP Lady」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「愛肉女子」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「화양년 BITCH STAR」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「Alice Love Trick」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「Grizzly Magnum」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「Science Leaf」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (20) 次の写真に示すとおり、被包に「SEX GIRL」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (21) 次の写真に示すとおり、被包に「禁断の扉」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (22) 次の写真に示すとおり、被包に「黒ギャル姉さんの誘惑」と表示のある

る製品であって、その内容物が植物片のもの

(23) 次の写真に示すとおり、被包に「INFINITY DASH EX」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(24) 次の写真に示すとおり、被包に「JACK WEST」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(25) 次の写真に示すとおり、被包に「Marionette 性縛呪」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(26) 次の写真に示すとおり、被包に「MONSTER LADY」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(27) 次の写真に示すとおり、被包に「Night Players」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(28) 次の写真に示すとおり、被包に「NINJA Xtream Power XXI」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(29) 次の写真に示すとおり、被包に「ORGASM MELTDOWN」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(30) 次の写真に示すとおり、被包に「POISON NEO」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(「次の写真」は、省略し、その写真を佐賀県健康福祉部薬務課に備え置いて、及び佐賀県ホームページにおいて縦覧に供する。)

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、吸入、摂取その他の方法により身体に使用されるおそれがあると認められるため